

○駒澤大学仏教専修科規程

昭和46年4月1日

制定

改正 平成30年4月1日

(設置)

第1条 駒澤大学に仏教専修科を置く。

(目的)

第2条 仏教専修科は、駒澤大学仏教学部以外の各学部の本宗寺院の子弟に在学中に無試験で2等教師の補任を受けることができる資格を取得させるために、宗乗・余乗の知識を修得し、本宗僧侶としての使命を自覚せしめると共に、宗門の行持・威儀・作法その他本宗の教師として必要なる事項について修得させることを目的とする。

(入学資格)

第3条 仏教専修科に入学できる者は、次のとおりとする。

- (1) 仏教学部以外の各学部の在學生にして本宗寺院の子弟
- (2) 大学院人文科学研究科仏教学専攻以外の各研究科の在學生にして本宗寺院の子弟

(教育課程)

第4条 仏教専修科の履修学科目及び単位数は、次のとおりとする。

学科目	単位数
宗乗	8単位
余乗	8単位
布教	4単位
教化	4単位
参禅	4単位
法式声明	2単位
計	30単位

(研修会)

第5条 法式声明の実習のため、研修会を行う。

(履修方法)

第6条 仏教専修科在籍者は、駒澤大学在学中に曹洞宗宗制による特殊安居を修了しなければならない。

(修了)

第7条 仏教専修科修了者には、駒澤大学卒業の際に修了証書を授与する。

(職員)

第8条 仏教専修科に次の職員を置く。

科長1人・指導主任1人・講師若干人・幹事1人・書記1人

- 2 科長は、大学総長の命をうけ、仏教専修科を総理する。
- 3 指導主任は、科長を補佐し、指導の任に当たる。
- 4 講師は、講義・実習を担当する。
- 5 幹事及び書記は、科長の命をうけて事務に従事する。

(委嘱)

第9条 科長・指導主任・講師は、大学総長が委嘱する。

- 2 幹事及び書記は、駒澤大学の職員のうちから大学総長が任命する。

(教費)

第10条 仏教専修科の教費は、駒澤大学の経費より支弁する。ただし、実費を徴収することができる。

附 則

この規程は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。